

第8章 青少年の健全育成

第1節 青少年対策の推進体制

1 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、環境生活部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の29課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

第8-1-1表 青森県青少年行政連絡会議構成課

<知事部局>20課

部局	課名	主な関係事務
総務部	総務学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に関すること。 ・高等教育機関に関すること（文部科学省所管の事務を除く）。
企画政策部	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・県行政の広報及び広聴に関すること。
環境生活部	県民生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等の環境整備に関すること。 ・消費生活の安定及び向上の確保に関すること。 ・交通安全運動の推進に関すること。 ・犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な推進に関すること。 ・文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
	青少年・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・青少年育成の総合的な推進に関すること。 ・青森県青少年健全育成審議会に関すること。 ・子ども・若者育成支援に係る施策の総合的な推進に関すること。 ・命を大切にする心を育む県民運動の総合的な推進に関すること。 ・男女共同参画に係る施策の総合的な推進に関すること。
	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産白神山地に関すること。 ・自然ふれあいセンター、白神山地ビジターセンター及び十二湖エコ・ミュージアムセンターに関すること。
健康福祉部	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員に関すること。 ・生活保護に関すること。
	がん・生活習慣病対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」に関すること。 ・健康教育に関すること。 ・健康づくりに関すること。
	医療薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物に関すること。 ・麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。 ・医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。 ・献血に関すること。
	高齢福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

	こどもみらい課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所・子ども自立センターみらい及び子ども家庭支援センターに関すること。 ・子どもの人権に関すること。 ・要保護児童対策地域協議会に関すること。 ・里親に関すること。 ・児童手当に関すること。 ・児童委員・主任児童委員に関すること。 ・児童の健全育成に関すること。 ・虐待・DV等総合対策事業に関すること。 ・保育所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、情緒障害児短期治療施設、小型児童館等に関すること。 ・母子保健に関すること。 ・次世代育成支援に係る調整及び連絡に関すること。
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉に関すること。 ・知的障害者福祉に関すること。 ・児童福祉法による障害児の福祉に関すること。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 ・発達障害者支援に関すること。
商工労働部	商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業等に関すること。
	労政・能力開発課	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年福祉対策事業に関すること。 ・職業能力検定に関すること。 ・その他職業能力の開発及び向上の促進に関すること。 ・職業能力開発に関すること。 ・若年者の雇用の促進に関すること。
農林水産部	構造政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成対策の企画・立案に関すること。 ・農村青少年組織の育成に関すること。 ・農業経営士・青年農業士の認定及び活動指導に関すること。
	林政課	<ul style="list-style-type: none"> ・林業後継者育成確保に関すること。 ・緑の少年団の育成に関すること。 ・森林環境教育に関すること。
	水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の担い手の育成及び確保に関すること。 ・漁業士の認定及び活動指導に関すること。 ・新規就業促進事業に関すること。
県土整備部	道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報、道路交通安全、道路環境美化対策に関すること。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・新青森県総合運動公園の整備に関すること。 ・公園、緑地その他公共空地に関すること。
観光国際戦略局	観光企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備促進に関すること。 ・青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関すること。 ・県立美術館及び浅虫水族館に関すること。
	国際経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・語学指導を行う外国青年招致事業に関すること。 ・海外技術研修員受入事業に関すること。 ・青年海外協力隊等に関すること。

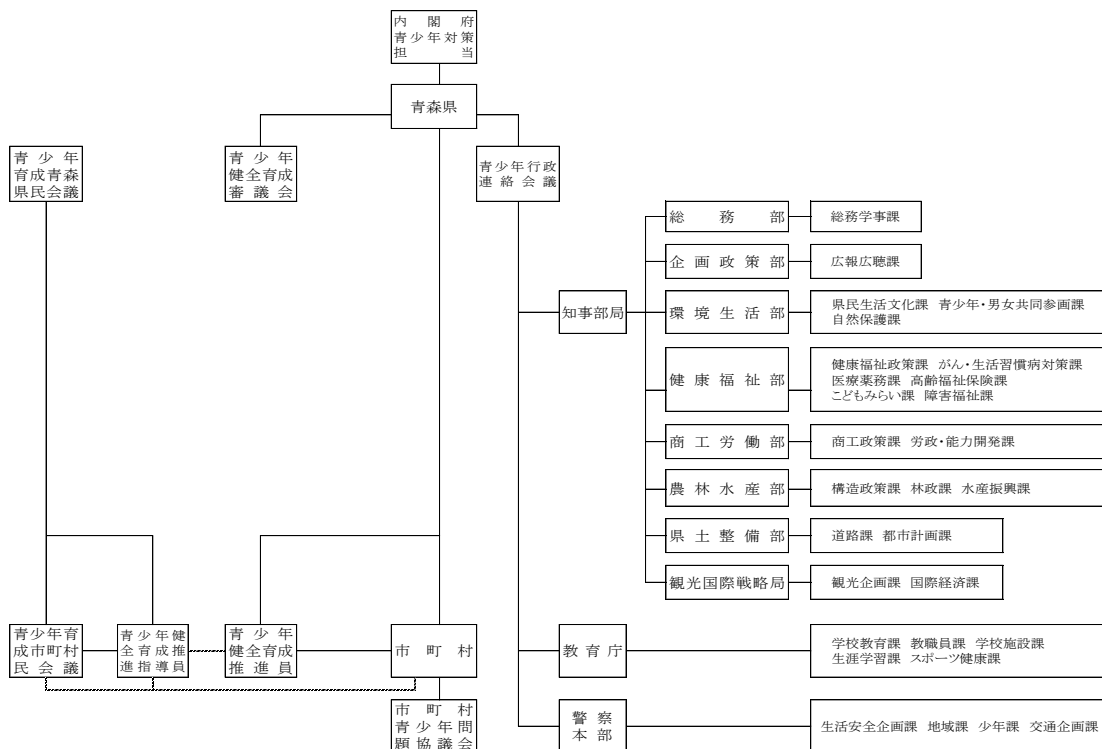
<教育庁>5課

部局	課名	主な関係事務
教育庁	学校教育課	・公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導及び生徒指導等に関する事。
	教職員課	・県立中学校及び高等学校の設置、管理等に関する事。
	学校施設課	・県立学校の施設整備の整備保全等に関する事。 ・市町村立学校施設の建築の指導及び助言に関する事。
	生涯学習課	・青少年教育に関する事。 ・家庭教育に関する事。 ・県立青少年教育施設に関する事。
	スポーツ健康課	・学校体育・スポーツの充実にに関する事。 ・健康教育の充実にに関する事。 ・スポーツの振興に関する事。

<警察本部>4課

部局	課名	主な関係事務
警察本部	生活安全企画課	・犯罪の予防に関する事。 ・安全・安心まちづくりにに関する事。 ・子ども・女性対象の性犯罪等前兆事案対策に関する事。 ・配偶者からの暴力の防止等の対策に関する事。 ・ストーカー対策に関する事。
	地域課	・水難・遭難等の事故防止に関する事。
	少年課	・少年の非行防止及び少年の補導に関する事。 ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。 ・少年の福祉を害する犯罪の取締りにに関する事。
	交通企画課	・交通事故の防止対策一般に関する事。 ・交通安全教育及び交通安全運動に関する事。

第8-1-1図 青森県青少年行政組織図



資料：青少年・男女共同参画課

2 青森県青少年健全育成審議会

(1) 設置

平成18年4月、「地方青少年問題協議会法」に基づく「青森県青少年問題協議会」と、「青森県青少年健全育成条例」に基づく「(旧)青森県青少年健全育成審議会」を統合し、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項その他青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議するため、「青森県附属機関に関する条例」により「青森県青少年健全育成審議会」を設置した。

(2) 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員(24名以内)により組織され、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため「図書類等部会」(12名以内)が置かれている。

第8-1-2表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	定数	任期	会長等の選任方法	庶務担当
会長 副会長 委員	24人 以内	2年	委員の互選	青少年・男女共同参画課 (青森県行政組織規則による)

資料：青少年・男女共同参画課

3 青森県青少年健全育成推進員

(1) 経緯

昭和55年に「青森県青少年健全育成条例」が施行されたことにより、県は「青少年の健全育成を図るための総合的な施策を策定し、実施」する責務を有し、「県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本」として、諸施策を積極的、効果的に実施する必要がある。

このため、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を昭和55年から各市町村の中学校区を基礎として配置している。

なお、平成26年1月1日現在の定員は532名で、任期は2年となっている(再任を妨げない)。

(2) 職務(活動)の内容

- ア 青少年の健全な育成のための地域活動の促進に関すること。
- イ 青少年関係行政機関及び青少年団体等との連絡及び協力に関すること。
- ウ 青少年団体等の活動促進及び指導者の育成に関すること。
- エ 青少年問題に係わる相談に関すること。
- オ 青森県青少年健全育成条例の普及啓発に関すること。
- カ その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

第8-1-3表 青森県青少年健全育成推進員活動状況の集約(平成24年度)

内容	件数(回)	割合(%)
1 地域活動の促進	4,272	40.6
2 行政機関等との連絡及び協力	2,444	23.2
3 青少年団体等の活動の促進及び指導者の養成	1,581	15.0
4 青少年問題に係る相談	305	2.9
5 県青少年健全育成条例の普及啓発	899	8.6
6 その他	1,024	9.7
計	10,525	100.0

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 推進員の配置、定員及び担当区域

ア 推進員は、県の特別職の非常勤職員である。

イ 定員は、第8-1-4表のとおりであり、担当区域は市町村の行政区域となっている。

第8-1-4表 青少年健全育成推進員市町村別一覧

(平成26年1月1日現在)

区分		配置人員	区分		配置人員	区分		配置人員	
市町村名	市町村名		市町村名	市町村名					
市	青森市	72	西・北津軽郡	鯨ヶ沢町	8	上北郡	野辺地町	8	
	弘前市	49		深浦町	9		七戸町	9	
	八戸市	60		中泊町	10		六戸町	5	
	黒石市	16		鶴田町	8		横浜町	4	
	五所川原市	25		板柳町	8		東北町	11	
	十和田市	20		計	43		おいらせ町	10	
	三沢市	16	中・南津軽郡	西目屋村	3	六ヶ所村	6		
	むつ市	30		藤崎町	9	計	53		
	つがる市	22		大鰐町	6	三戸町	6		
	平川市	16		田舎館村	5	五戸町	11		
	計	326		計	23	田子町	5		
	東津軽郡	平内町	8	下北郡	大間町	4	三戸郡	南部町	14
		外ヶ浜町	10		東通村	6		階上町	6
今別町		5	風間浦村		3	新郷村		3	
蓬田村		3	佐井村		3	計		45	
計		26	計		16	市 計		326	
						町 村 計	206		
						県 計	532		

資料：青少年・男女共同参画課

4 青少年の意識調査と青少年白書

青少年健全育成条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、青少年の現状と問題点、対策をまとめた青少年白書「青森の青少年」の作成を隔年で実施している。

第2節 青少年育成県民運動の推進

本県の未来を担う青少年の健全育成に関わる民間活動の中核として、青少年の社会参加の促進・地域社会の環境浄化運動の促進・青少年の非行防止活動など、県民運動を実施している「青少年育成青森県民会議」と「協働」し、県民一人ひとりが地域の住民としての自覚や愛着に基づいた自主的、自発的な特色ある青少年健全育成運動への取組を促進している。

1 青少年育成青森県民会議

青少年育成青森県民会議とは、県民すべての願いである、青少年の心身ともに健やかな成長を実現するため、国や県の施策に呼応して、青少年育成関係機関・団体等の支援と協力を得ながら、青少年育成県民運動を推進している民間団体である。(事務局 青少年・男女共同参画課内)

(1) 結成の経緯

昭和40年に、中央青少年問題協議会の青少年非行対策特別委員会で青少年の非行防止と健全育成を進めるために強力な国民運動の推進の必要性が政府に意見具申されるなど、青少年健全育成の一大国民運動の展開の必要性が叫ばれるようになり、昭和41年5月、国民運動の推進母体として青少年育成国民会議が結成された。

本県でも、それと時をほぼ同じくして、国や県の青少年に対する施策と呼応して健全育成のために県民総ぐるみで取り組むことを目的に、昭和41年11月28日、青少年育成青森県民会議が結成されたものである。
(※青少年育成国民会議は平成21年に解散。)

(2) 組織(平成26年1月末現在)

- ・会長1名、副会長8名、監事2名、委員16名
- ・青少年専門指導員2名
- ・会員(個人 387名、団体 84団体、40市町村)
- ・参与(環境生活部長、環境生活部次長)
- ・賛助会員(個人9名、団体 56団体)
- ・事務局10名
 - 事務局長(青少年・男女共同参画課長)
 - 事務局次長(青少年・男女共同参画課 青少年グループマネージャー)
 - 事務局員8名(うち1名は専任の県民会議主事)

(3) 平成25年度事業

重点目標1 健全な家庭づくり

- ① 「家庭の日」の普及・啓発……「家庭の日」に関する作品募集
- ア 対象…小・中学生、一般
 - イ 部門…図画・ポスター、家族への手紙
 - ウ 募集期間…6月～8月
 - エ 賞 …最優秀賞、優秀賞、ファミリー賞
 - オ 展示…県内大型店舗等で入賞作品や啓発用展示パネル等を展示
 - カ 利用…入賞作品は、カレンダー、リーフレットなどで活用

重点目標2 人と人とのつながり、命を大切にする心を育む環境づくり推進活動

- ① あいさつ運動の推進
- ア 「笑顔広がれ! 明るい町づくり」あいさつ・声かけ運動の推進
 - イ 「人と人、心と心をつなげ合うあいさつ運動」の提唱
- ② 命を大切にする心を育む県民運動の推進
- ア 家庭・学校・地域社会が一体となって命の大切さを訴え、次代を担う子どもたちの命を大切にする心を育む県民運動の広報・啓発(情報啓発誌・機関誌への掲載)
 - イ 県が行う関連事業への協力
 - ・命を大切にする心を育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業
 - ・命を大切にする心を育む絆プロジェクト事業
 - 「絆づくり」応援事業
 - 「絆発見」事業

重点目標3 青少年の自立と社会参加活動

- ① 青少年の社会参加活動促進……「第35回青森県少年の主張大会」開催
- ア 期日…平成25年9月27日(金)
 - イ 場所…青森市立沖館中学校
 - ウ 対象…中学生、青少年育成関係団体・機関等の関係者、PTA関係者、青少年教育関係者等
 - エ 収録…報告書 「青い雲」

重点目標4 青少年の非行防止とよい環境づくり

- ① 情報啓発誌「青い樹」の作成及び配布……「青い樹」第18号及び特別号の配布活動
- ア 内容…青少年育成に関する情報など
 - イ 配布先…中学生のいる家庭、育成関係者、企業など
 - ウ 地域の育成関係者等と連携し、学校・家庭等に配布し、意識啓発を行う。
 - エ 関係機関等への配布をとおして、青少年の健全育成に必要な社会環境の形成をアピールするとともに、地域社会における多様な活動への参加をお願いする。

- ② 非行・事故防止運動への協力
 - ア 未成年者を酒・たばこ・薬物等から守る運動への協力
 - イ 非行防止サポートチーム「JUMP チーム」活動への協力
 - ウ 青少年の非行・被害防止全国強調月間等への参加協力
- ③ 有害図書から青少年を守り、良書の普及を推進……機関誌への紹介記事掲載
 - ア 青森県青少年健全育成条例に基づいて推奨された良書の普及を推進する

重点目標 5 県民運動推進体制の整備

- ① 総会、各種会議の開催
 - ア 総会…平成25年6月4日(火)アピオあおもり
 - イ 監査…平成25年4月30日(火)県庁北棟8階A会議室
 - ウ 委員会…年2回開催(6月、3月)
- ② 青少年育成研究大会(ワークショップ・研究大会)
 - ア 期日…ワークショップ:平成25年7月25日(木)、研究大会:同年10月29日(火)
 - イ 会場…ワークショップ:青森県武道館、
研究大会:弘前市総合学習センター 多目的ホール
 - ウ 内容
 - 「つなげよう 地域の輪」をテーマに開催
 - (ア) 「家庭の日」入賞者表彰
 - (イ) 「ワークショップ～つなげよう 地域の輪～」実施報告
 - (ウ) 活動紹介:公益財団法人 弘前青年会議所
特定非営利活動法人 弘前子どもコミュニティ・ビーぷる
 - (エ) 講演
 - 「大人が本気で地域の子育てを考える」
 - 講師:山田 パンダ氏(ミュージシャン、子どもサポーター)
- ③ 青少年育成市町村民会議等への協力及び設置促進
 - ア 育成集会、研修会への講師・助言者の派遣及び紹介
 - イ 地域活動への協力
 - ウ 啓発資料の提供等
 - エ 未設置市町村への設置要請
- ④ 他都道府県民会議との連携
- ⑤ 青少年育成推進指導員の研修……青少年育成研究大会の開催、プレ事業としてワークショップ開催
- ⑥ 表彰……青少年育成青森県民会議表彰要綱に基づくもの、県・国が実施する表彰への推薦
- ⑦ 広報・啓発活動
 - ア 諸資料の作成
 - イ 機関誌「青少年 あおもり」
 - ウ 啓発誌「青い樹」
 - エ 少年の主張大会報告書「青い雲」
 - オ 子ども・若者育成支援強調月間用リーフレット・諸資料の整理
 - カ ホームページの整備
- ⑧ 正会員、賛助会員の加入促進……あらゆる機会を捉え加入促進に努め、パンフレット、リーフレットや情報誌、様々なマスメディアにより広報を行う。

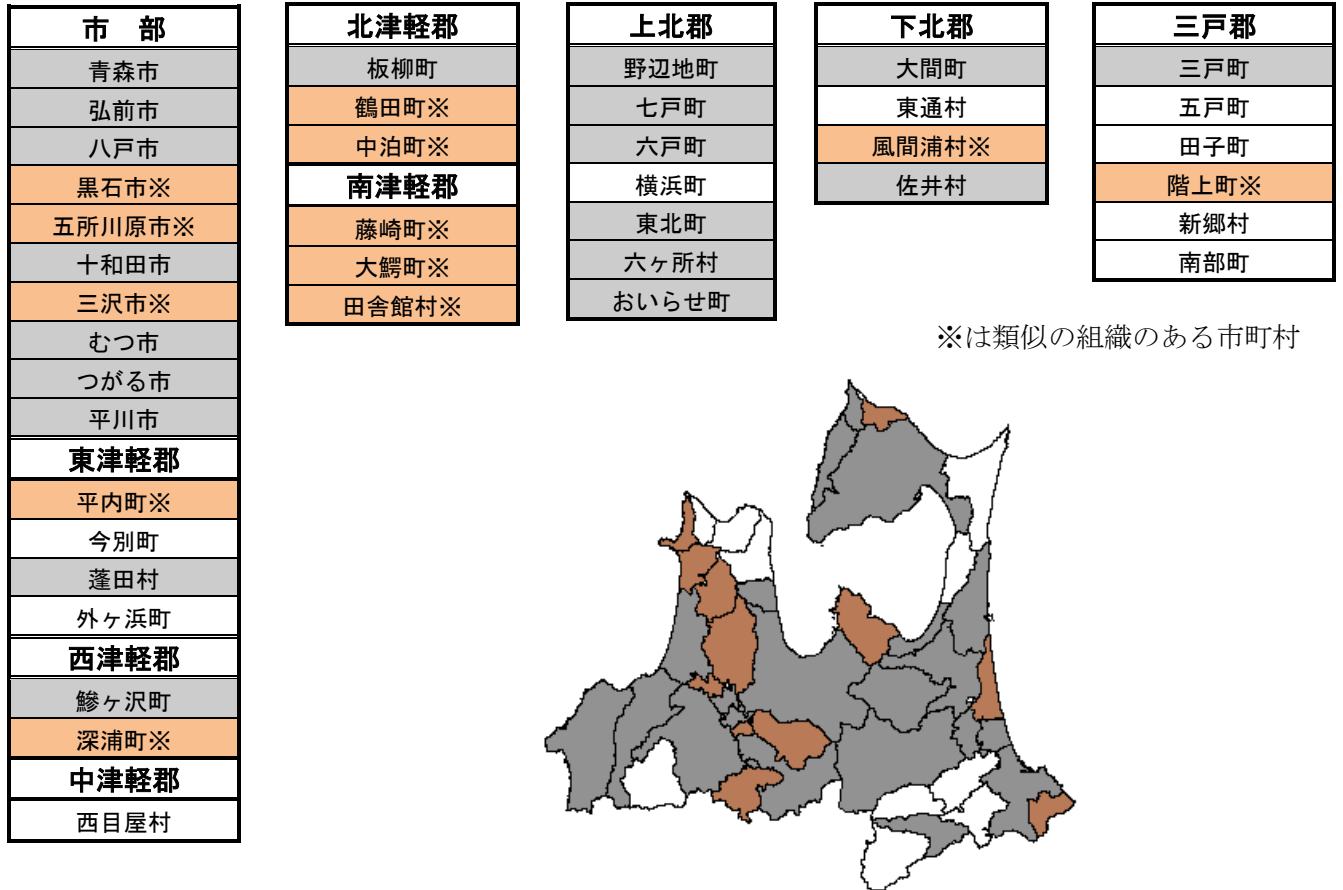
2 青少年育成市町村民会議

青少年育成活動を地域社会に十分に浸透させ、より効果的に展開するため、地域住民が進んで参加できるような総合的組織として、全県的に市町村民会議を結成し、青少年育成青森県民会議等と連携しながら、健全育成運動を推進していくことが望まれる。

平成 25 年 4 月 1 日現在の市町村民会議設置状況は、第 8-2-1 図のとおりである。

第 8-2-1 図 市町村民会議設置状況

既設置（市町村民会議 19 類似の組織 12）



第3節 「家庭の日」の促進

1 「家庭の日」の制定

人が生まれ、育てられる最も基礎的な生活の場である家庭は、子どもにとって安心して成長していける場であり、夫婦・親子が愛情と信頼の絆で結ばれ、社会を形成する基礎的な単位である。

「家庭の日」は、県民がそれぞれの地域において、家庭単位で過ごす日として定められており、ぬくもりある家庭づくりを促進し、青少年の健全育成を目的としている。

青少年育成青森県民会議では、昭和 40 年の発足とともに「家庭の日運動」を青少年育成県民運動の重要な柱として推進してきた。

県においても、平成 11 年 9 月に「青森県家庭の日及びノー行事デイを定める要綱」を制定し、毎月第 3 日曜日を「家庭の日」とし、家庭づくりについて家庭内で考え、話し合い、楽しみ合い、協力し合う日としている。また、毎年 5 月を「家庭の日」普及強化月間とし、その第 3 日曜日を「ノー行事デイ」としており、県及び公共団体等が原則として行事を開催しないこととしている。

2 「家庭の日」の具体的なねらい

「家庭の日」を周知するにあたって、具体的には次のようなことを啓発している。

- ① 家族みんなで話し合おう
家族全員が集まり楽しく話し合いを持つ、毎月の「家庭の日」の計画を立てる、など。
- ② 家族みんなで楽しみ合おう
家族全員が集まったら楽しく過ごす、笑顔あふれる時間を共有する、など。
- ③ 家族みんなで協力し合おう
家族みんなで家事を分担してやってみる、など。

3 「家庭の日」普及啓発の取組状況

県では、「家庭の日」及びノー行事デイについて、市町村等に対する周知やホームページによる広報活動を行っている。また、「家庭の日」に関する作品募集及びカレンダーの作成・配布については、青少年育成青森県民会議への補助事業として実施するなど普及啓発に取り組んでいる。

第4節 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

1 「命を大切にすることを育む県民運動」

次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく生きていけるよう、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、命を大切にすることを育む県民運動を平成16年度から県民一体となって推進している。



2 推進方針

平成16年6月に長崎県佐世保市で起きた小学生による同級生殺害事件を契機に、同月に、「命を大切にすることを育む県民運動庁内推進本部」を設置し、全庁的に取り組むこととした。また、8月には、教育、福祉、医療や、青少年健全育成など数多くの民間団体や関係機関で構成する「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみで推進することとした。

命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員は、平成26年1月現在で1,414団体となり、それぞれの立場で「命の大切さ」をテーマとした活動や情報発信などに取り組んでいる。

3 具体的な取組状況

平成25年度は、「命を大切にすることを育む県民運動推進フォーラム」の開催など4つの事業を柱に、県民運動を推進した。

(1) 命を大切にすることを育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業

命を大切にすることを育む県民運動に対する県民の感心を高め、具体的な行動につながるような啓発を図るため、「あなたへ伝えたい 未来につなぐメッセージ」をテーマに、講演などを実施した。

- ア 日時 平成26年1月18日(土)13:00～15:30
- イ 場所 青森市民ホール(青森市)
- ウ 参加者 命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員、一般県民420名
- エ 内容 (ア) 命を大切にすることを育むサンクスレター 最優秀作品表彰式
(イ) 命を大切にすることを育む県民運動推進団体表彰式
(ウ) 命を大切にすることを育む活動事例報告
(エ) 講演「まあるい地球の仲間たち」イルカ氏(シンガーソングライター・絵本作家)

(2) 命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業

① 命を大切にすることを育む「絆づくり」応援事業

子どもの保護者等を対象に講演会や研修会等を開催する県内各地の学校・PTA等の団体及び市町村等に、県内有識者を講師として派遣する「講師派遣事業」を実施するとともに、地域の育成関係者等を対象に、今後の育成活動等に活かしていただくための「地域出前講座」を県内6地区で開催した。

② 命を大切にすることを育む「絆発見」事業

県民運動のキャッチフレーズである「ひとつのいのち。みんなの
だいじないのち。」をテーマに、家族や友達あるいはお世話になった
人などに、感謝や尊敬の気持ち等を伝える「命を大切にすることを育
むサンクスレター」を募集した。

幅広い年齢層の方々から約4,900作品の応募があり、審査委員長
のイルカ氏（シンガーソングライター・絵本作家）による最終審査
の結果、小学生の部、中学生・高校生の部、一般の部の3部門にお
いて、それぞれ最優秀賞1名、優秀賞2名、入選9名の入賞者を決
定した。

入賞作品については、作品を掲載したカレンダーを作成し、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援
学校の全ての学級や図書館等に送付した。また、一次審査を通過した小学生の部、中学生・高校生の部各
50作品、一般の部20作品の合計120作品については、作品を掲載した作品集を作成し、県内の小学校、中
学校、高等学校、特別支援学校や図書館等に送付した。



(3) 命を大切にすることを育む「子どもの居場所」地域定着推進事業

国の緊急雇用創出事業を活用して、小学校高学年から高校生までの子どもたちが気軽に安心して立ち寄
れる空間（居場所）を県内6箇所に設置し、集まった子どもたちが大人と会話を交わしたり、様々な体験
活動に取り組むことを通して、自分の存在意義や居場所を見出すことができるよう図った。

○ 設置箇所

①	青森市	ティーンズステーション「あんだんて」 (運営：子ども・若者サポート「つながる・つながる」)
②	青森市	よりみちステーション みんなパレ！ (運営：あおもり学生プロジェクト クリエイト)
③	弘前市	ぷらっとキャンパス (運営：特定非営利活動法人弘前こどもコミュニティ・ぴーぷる)
④	八戸市	どリーむキャンパス (運営：特定非営利活動法人はちのへ未来ネット)
⑤	五所川原市	ティーンズステーション ふらっと (運営：特定非営利活動法人子どもネットワーク・すてっぷ)
⑥	十和田市	ハピたのキャンパス (運営：特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター・ハピたの)

(4) 命を大切にすることを育む声かけ・こだま事業

学校や家庭など地域全体であいさつや声かけが行われることで、子どもたちに地域の大切な一員として
認められているという安心感を与え、地域での人間同士の温かな結びつきにより、命を大切にすることを育
まれるような地域づくりを目指し、地域ごとに知事が「命を大切にすることを育む声かけリーダー」を認定
し、率先して活動を展開してもらったものである。

「命を大切にすることを育む声かけリーダー」は、平成17年度から、市町村からの推薦により2年の任期
で認定しているもので、毎年研修を行い、地域ごとに事業計画を作成して活動している。平成25年度は
496名が認定された。

○ 「命を大切にすることを育む声かけリーダー」認定者数

- 東青地区：95名
 - 中弘南黒地区：106名
 - 三八地区：100名
 - 西北五つがる地区：74名
 - 上十三地区：79名
 - むつ下北地区：42名
- 計 496名



○ 「命を大切にすることを育む声かけリーダー」研修会

ア 期日及び会場

東青地区	平成 25 年 5 月 31 日 (金)	[青森市文化観光交流施設 ねぶたの家 ワ・ラッセ]
中弘南黒地区	平成 25 年 5 月 20 日 (月)	[弘前文化センター]
三八地区	平成 25 年 5 月 30 日 (木)	[八戸市福祉公民館]
西北五つがる地区	平成 25 年 6 月 7 日 (金)	[五所川原市中央公民館]
上十三地区	平成 25 年 5 月 22 日 (水)	[十和田市民文化センター]
むつ下北地区	平成 25 年 6 月 11 日 (火)	[むつ来さまい館]

イ 内容

- ・平成 25 年度事業概要説明及び青少年対策の現況に係る情報提供
- ・地域の育成支援団体等による講演
- ・命を大切にすることを育む声かけ地区運営協議会 役員選出 等

第5節 男女共同参画の推進

女性も男性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化や経済活動のグローバル化など、社会経済情勢の急激な変化に対応していくうえで重要な課題となっている。

人間の意識や価値観は、幼児期から家庭・学校・地域社会の中で形成される。人権意識や男女平等感を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要であることから、個々の適性や能力を尊重する意識を醸成するため、「男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実」を「第3次おおもり男女共同参画プラン21(計画期間平成24～28年度)」(県の男女共同参画推進に関する基本計画)の重点目標の一つに掲げて取り組んでいる。

1 青少年に係る主な取組

(1) 高校生等を対象とした啓発パンフレットの作成・配布(平成19年度～)

高校生等を対象とした男女共同参画の意識啓発パンフレット「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」を作成し県内の高校生等に配布している。

(2) ハートフルセミナーの開催(平成20年度～)

女性の人権軽視が背景にあるとされるDV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者にも加害者にもならない良好なコミュニケーションのあり方について学んでもらうため、県内中学校でセミナーを開催している。

第6節 社会参加の促進

1 青少年団体活動

青少年が、集団の中で自己を確立し、連帯の心を身につけていく上で、青少年団体が果たす教育的役割は大きい。これら青少年団体の活動としては、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動、野外活動、国際交流活動などがある。

(1) 少年団体

主な少年団体の加入状況は、**第8-6-1表**のとおりである。

第8-6-1表 少年団体加入状況の推移

区分		年度									
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
子ども会	団体数(団体)	1,765	1,712	1,699	1,565	1,547	1,334	1,288	1,218	1,141	1,133
	加入者数(人)	67,768	66,056	63,743	58,571	57,037	51,487	48,308	45,088	41,078	39,315
ボーイ スカウト	団体数(団体)	17	16	15	15	15	15	15	15	15	15
	加入者数(人)	902	847	796	720	688	660	656	600	558	511
ガール スカウト	団体数(団体)	10	11	11	11	11	11	11	11	8	8
	加入者数(人)	373	374	349	361	363	322	297	262	236	221

資料：生涯学習課

少年団体には、地域を基盤とし主に町内のように、ある一定の地域に居住するものによって組織される「地域子ども会」や同じ趣味・関心をもつものにより定められた活動を行うボーイスカウト、ガールスカウトなどの「目的少年団」に大別される。

近年の少子化や子どもを取り巻く環境の変化により、各少年団体は活動の参加者数の減少や、会の活動のマンネリ化などいろいろな課題を抱えており、以前ほどの活発さは失われているのが現状である。

青森県子ども会連合会は、昭和42年に結成されて以来、様々な研修会や日常的な活動の中で、子どもたちの豊かな感性や社会性、ボランティア精神を養っている。現在は全国子ども会連合会が作成した育成基準に基づき、リーダー・指導者・育成者等の養成が計画的に進められている。

ボーイスカウトは昭和25年に青森市に最初に結成されて以来、弘前、八戸、三沢、むつなどの各地に結成され、観察活動、創作活動、奉仕活動、野営訓練、救助訓練など多彩な訓練や学習が続けられている。

ガールスカウトは昭和26年に弘前市に誕生して以来、青森、三沢、八戸など各地に結成された。「やくそく」と「おきて」に基づいて、少女たちに人格の基礎を築く機会を与え、平和な世界の実現に寄与することを目的に、野営訓練や国際交流活動、奉仕活動、リーダー養成研修などが行われている。

(2) 青年団体

一般的に地域青年団は、社会構造の変化とそれに伴う青年の職業や興味・関心の多様化、地元に残る青年層の減少などから加盟者数は減少傾向にあると言われている。

本県の地域青年団を束ねる青森県連合青年団の加盟団体及び加盟者数の推移は以下のとおりである。

第 8-6-2 表 青森県連合青年団加盟団体及び加盟者数の推移

年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
加盟団体数	3 団体	3 団体	4 団体	5 団体	6 団体	5 団体
加盟者数	70 人	70 人	120 人	120 人	110 人	120 人

資料：生涯学習課

2 体験活動・ボランティア活動の推進

(1) 地域の体験活動等の体制整備・情報提供

学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進

青少年に社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会充実を図ることを目的として、幅広い関係機関・団体等との連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを自治体が設置している。

第 8-6-3 表 体験活動ボランティア活動支援センター一覧

(平成 26 年 1 月現在)

	設置する自治体	名 称	設 置 場 所
1	青森県	インフォメーションプラザありす	青森県総合社会教育センター内
2	平内町	生涯学習人材バンク	平内町教育委員会生涯学習課
3	弘前市	弘前市ボランティア支援センター	市民参画センター
4	六戸町	六戸町ボランティアセンター	六戸町社会福祉協議会
5	大間町	大間町青少年活動支援センター	大間町教育委員会
6	八戸市	八戸市ボランティアセンター	八戸市社会福祉協議会
7	五戸町	元気ッズサポートセンター	五戸町教育委員会教育課

資料：生涯学習課

(2) 子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大

① 放課後子ども教室推進事業

平成19年度から放課後子どもプランとして「放課後児童健全育成事業」と連携して各市町村が実施している。心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を教育活動推進員や教育活動サポーターとして配置し、放課後や週末等におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する。

第8-6-4表 平成25年度放課後子ども教室一覧

no	地区	市町村	no	放課後子ども教室名	開設場所
1	青森市		1	橋本放課後子ども教室	橋本小学校
2			2	長島放課後子ども教室	長島小学校
3			3	東陽放課後子ども教室	東陽小学校
4			4	西田沢放課後子ども教室	西田沢小学校
5			5	浪打放課後子ども教室	浪打小学校
6			6	三内放課後子ども教室	三内小学校
7			7	戸山西放課後子ども教室	戸山西小学校
8			8	葛町放課後子ども教室	葛町小学校
9	東郡	平内町	1	山口小学校子ども教室	山口小学校
10			2	東小学校子ども教室	東小学校
11		外ヶ浜町	1	蟹っ子教室	外ヶ浜町中央公民館、蟹田体育館
12			2	やませっ子教室	外ヶ浜町保健センター
13			3	三厩子ども教室	三厩公民館
14	今別町	1	今別町小学校子ども教室	今別小学校	
15		2	公民館子ども教室	今別町立中央公民館	
16	つがる市		1	稲垣西小子ども教室	稲垣西小学校
17	西郡	深浦町	1	レッツ！ふかうら北教室	深浦町農村環境改善センター
18			2	レッツ！ふかうら中央教室	深浦町介護予防世代間交流施設さくら館
19			3	レッツ！ふかうら南教室	深浦町社会文化会館
20	北郡	中泊町	1	中里小学校子ども教室	中里小学校
21			2	中央公民館子ども教室	中泊町中央公民館
22			3	博物館子ども教室	中泊町博物館
23			4	図書館子ども教室	中泊町図書館
24			5	武田小学校子ども教室	武田小学校
25			6	薄市小学校子ども教室	薄市小学校
26			7	漁火センター子ども教室	中泊町日本海漁火センター
27		8	すくすくしたまえ館子ども教室	すくすくしたまえ館	
28		9	小泊小学校子ども教室	小泊小学校	
29		鶴田町	1	つるた子ども教室	鶴田小学校
30			2	公民館子ども教室	鶴田町公民館
31			3	菖蒲川子ども教室	菖蒲川小学校
32			4	梅沢子ども教室	梅沢小学校
33			5	くるみ子ども教室	胡桃館小学校
34	6		水元中央子ども教室	水元中央小学校	
35	7		富士見子ども教室	富士見小学校	
36	平川市		1	おのえわくわく教室	生涯学習センター
37			2	ひらかわわくわく教室	平川市文化センター
38			3	いかりがせきわくわく教室	碓ヶ関小学校
39	南郡	藤崎町	1	わんぱく広場	藤崎町文化センター
40			2	子どもふれあい教室	常盤生涯学習文化会館
41	大鰐町		1	湯野川原教室	湯野川原福祉館
42			2	中央公民館教室	大鰐町中央公民館
43			3	二小教室	大鰐第二小学校
44			4	長峰教室	長峰小学校育館

45	十和田市	1	三本木放課後子ども教室	三本木小学校		
46		2	北園放課後子ども教室	北園小学校		
47		3	東放課後子ども教室	東小学校		
48		4	西放課後子ども教室	西小学校		
49		5	下切田放課後子ども教室	下切田小学校		
50		6	上切田放課後子ども教室	上切田小学校		
51		7	藤坂放課後子ども教室	藤坂小学校		
52		8	高清水放課後子ども教室	高清水小学校		
53		9	深持放課後子ども教室	深持小学校		
54		10	ちとせ放課後子ども教室	ちとせ小学校		
55		11	四和放課後子ども教室	四和小学校		
56		12	東公民館放課後子ども教室	東公民館		
57	上北郡	七戸町	1	城北子ども教室	城南児童館城北分館	
58			2	城南子ども教室	城南児童館	
59			3	東小子ども教室	天間東小学校	
60			4	西小子ども教室	天間西小学校	
61		おいらせ町	1	甲洋なかよし教室A	甲洋小学校	
62			2	甲洋なかよし教室B	甲洋小学校	
63			3	百石のびのび教室	のびのび館	
64		六戸町	1	メイプルジュニアクラブ	六戸町文化ホール	
65		横浜町	1	菜の花っ子教室	有畑小学校他	
66		東北町	1	第一小学校区子ども教室	第一小学校	
67			2	上北小学校区子ども教室A	上北小学校	
68			3	上北小学校区子ども教室B	上北小学校	
69			4	小川原小学校区子ども教室	小川原小学校	
70			5	甲地小学校区子ども教室	甲地小学校	
71			6	蛭沢小学校区子ども教室A	蛭沢小学校	
72			7	蛭沢小学校区子ども教室B	蛭沢小学校	
73			8	千曳小学校区子ども教室	千曳小学校	
74			9	水喰小学校区子ども教室	水喰小学校	
75		むつ市	1	むつ市勇気ランド子ども教室	希望の友保育園	
76			2	川内地域子ども教室	川内公民館	
77			3	二枚橋子ども教室	二枚橋小学校	
78			4	脇野沢地域子ども教室	脇野沢地域交流センター	
79		下北郡	大間町	1	大間子ども教室	大間町立公民館
80				2	大間放課後子ども教室	大間小学校
81	風間浦村		3	奥戸子ども体験教室	大間町農業研修センター	
82			1	易国間子ども教室	易国間小学校	
83			2	下風呂子ども教室	下風呂小学校	
84	佐井村		3	蛇浦子ども教室	蛇浦小学校	
85			1	佐井村放課後子ども教室	佐井小学校	
86	八戸市	1	根城っ子あそびひろば	根城小学校		
87		2	田面木地区放課後子ども教室	田面木公民館		
88		3	小中野地区放課後子ども教室	小中野児童館		
89		4	根岸地区放課後子ども教室	根岸公民館		
90		5	館地区放課後子ども教室	館なかよしクラブ		
91		6	東地区放課後子ども教室	東公民館		
92	三戸郡	三戸町	1	三戸小なかよし教室	三戸小学校	
93			2	杉沢小子ども教室	三戸杉沢小学校	
94		五戸町	1	子どもあそびの広場	五戸町立公民館	
95		階上町	1	道仏小学校子ども教室	道仏小学校	

資料：生涯学習課

(3) 高校生のための講演会

高校生を対象に、本県出身者や本県にゆかりのある著名人を招いて講演会を実施し、青少年（高校生）のキャリア教育の機会充実に資する。

平成25年度の開催状況は、第8-6-5表のとおりである。

第8-6-5表 平成25年度高校生のための講演会開催状況

期 日	開催場所	参加者数	内 容
9月4日(水)	むつ工業高校	486名	演題 「さあ、君の旅が始まるぞ！」 講師 (株)TCA代表取締役 千葉 貴司
9月5日(木)	大湊高校川内校舎	120名	
9月9日(月)	青森中央高校	705名	演題 「出版業界の今昔と編集者の仕事について」 講師 (株)日本文芸社代表取締役社長 友田 満
9月10日(火)	青森北高校今別校舎	120名	
9月17日(火)	八戸西高校	712名	演題 「耕せど尽きず」 講師 作家 青木 裕次
9月18日(水)	五戸高校	207名	

資料：生涯学習課

3 環境教育・環境学習の推進

本県の豊かな環境を保全し次世代に引き継ぐためには、県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境配慮行動を実践していくことが必要であることから、家庭や地域、学校、職場等における環境教育・環境学習を推進している。

(1) 環境副読本の作成

学校における環境教育の充実を図るため、平成12年度から青森県、岩手県及び秋田県の北東北三県共同で、環境副読本「まもろうみんなの地球 わたしたちのふるさと」と教師用手引書を作成し、県内の小学校5年生全員と担当教員等に配布している。

(2) こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、平成24年度は全国で約11万8千人、青森県内では47クラブ、2,520人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。

県では、県内のこどもエコクラブの活動促進のため、子どもたちを支援する大人(サポーター)と市町村の担当者(コーディネーター)を対象に研修を実施し、活動状況や指導方法について意見交換、勉強会を行っている。

また、環境配慮行動を促進するため、県民、環境保全団体及び事業者等に対して環境活動等に関するタイムリーで多様な情報を掲載した「あおもり地球クラブメールマガジン」を月1回発行している。

(3) 環境出前講座の実施

次代を担う子どもたちが、ごみの減量化、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人材の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境NPOとの協働により、環境出前講座を実施している。

平成24年度は、小学校・児童館等102カ所において、5,021人を対象に159回の環境教育プログラムを実施した。

(4) 親子向け環境学習プログラムの作成・運用

子どもと大人と一緒に環境配慮行動に取り組む機会づくりとして、親子を対象とした環境学習プログラム「エコ達への道 アドベンチャー」を平成25年度に作成し、モデル運用を開始した。平成26年度はモデル運用を踏まえプログラムを一部修正するとともに、活用の普及を図ることとしている。

(5) 大人向け環境教育プログラムツールの貸出

大人を対象とした環境教育を推進するため、14種類の大人向け環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を実施している。

(6) あおもり環境ホームページの運営

環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、平成11年9月からあおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運営している。

4 森林・林業と青少年

本県の森林は、県総土地面積の66%を占めており、木材の生産から水資源のかん養、土砂崩れの防止、二酸化炭素の吸収、保健休養、教育・文化の場の提供など、その果たす役割は非常に重要であり、しかも多岐にわたっている。

こうした森林内で自ら体験し学ぶことを通じて、子供たちの「生きる力」を育み、森林の多面的機能や森林資源の循環利用に対する理解を深めるため、森林環境教育や「緑の少年団」等、森林・林業に関心を持ち、自然に親しむ子どもたちの育成活動を支援している。

(1) 森林環境教育の実施

最近、学校や市民団体等による森林環境教育の取組事例も見られるようになってきていることから、学校等における森林環境教育をさらに進めることを目的として、森林・林業教室の実施や森林環境教育指導者情報の提供等により、子どもの「生きる力」の育成や、森林を社会全体で支えるという県民意識の醸成に努めることとしている。

<取り組み内容>

- 指導者派遣システムの周知、運用
- 森林環境教育指導者データベースの運用
- 教員を対象とした研修の実施

(2) 緑の少年団の育成

「緑の少年団」は、緑を愛し、緑を守り、緑を育てる活動を通して、少年たちが広く自然の知恵を学び、人とのふれあいを深くして、そして自らの社会を愛する心、豊かな人間性を育てることを目的に結成された青少年少女の団体である。(青森市には、保育園児による「緑の幼年団」もある。)

昭和46年に下北郡大畑町の小目名小学校の23名で結成された「ひばの子森林警備隊」が最初で、現在県内に46団体が結成され、団員数は1,031名となっている。

県では、公益社団法人青森県緑化推進委員会と協力し、「緑の少年団」の活動支援を行っている。

<主な活動>

- 緑の少年団交流会（毎年、各県民局管内ごとに実施）
 - 森林・林業教室
 - 木工教室
 - 自然観察
 - 緑の少年団全国大会への県代表派遣
- }（必要に応じ、随時実施）

※その他、各団からの要請により、上記以外の活動支援も随時実施している。

第8-6-6表 地域別「緑の少年団」数（平成25年4月現在）（単位：グループ、人）

県民局管内	グループ数	会 員 数
東 青 地 域 県 民 局	10	249
中 南 地 域 県 民 局	4	16
三 八 地 域 県 民 局	8	121
西 北 地 域 県 民 局	13	422
上 北 地 域 県 民 局	7	177
下 北 地 域 県 民 局	4	46
計	46	1,031

資料：林政課